

一般社団法人丸岡城天守を国宝にする市民の会  
定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人丸岡城天守を国宝にする市民の会と称する。

(事務所)

第2条 当法人の主たる事務所を、福井県坂井市に置く。

2. 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

(公告方法)

第3条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 当法人は、文化遺産として世界に誇れる丸岡城天守の魅力や価値を高め、内外にアピールし、市民の念願である国宝指定を目指すとともに、丸岡城周辺の整備や賑わいの創出により新たな発展に寄与し、丸岡城と周辺地域を、次世代、次々世代につないでいくまちづくりの推進を目的とする。

(事 業)

第5条 当法人は、第4条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 丸岡城国宝化に向けた市民の気運醸成に関すること。
- (2) 丸岡城天守及び周辺地域に関する情報収集及び発信に関すること。
- (3) 丸岡城周辺の整備及び賑わい創出に関すること。
- (4) 地域・文化・観光振興事業
- (5) 意識啓発及び交流事業
- (6) 出版事業
- (7) 調査・研究事業
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第3章 会 員

(会 員)

第6条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
  - (2) 準会員 当法人の事業を財政的なサポートも含め支援するために入会した個人又は団体
  - (3) 賛助会員 当法人の事業を応援するために入会した個人又は団体
  - (4) 特別会員 当法人の目的に賛同する者で、理事会の推薦による個人又は団体
2. 当法人は正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。
3. 準会員、賛助会員及び特別会員は社員総会における議決権を有しない。

(入 会)

第7条 当法人に正会員として入会を希望する者は、正会員の推薦を受け、当法人が別に定めるところにより申し込み、理事会の承認を得るものとする。

2. 当法人に準会員又は賛助会員として入会を希望する者は、当法人が別に定めるところにより申し込み、理事長の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第8条 会員は当法人の目的を達するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2. 正会員並びに準会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
3. 賛助会員は、社員総会において別に定める入会金を納入しなければならない。
4. 特別会員は、入会金及び会費は無料とする。

(任意退会)

第9条 会員は当法人が別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2. 退会は、理事長が理事会に報告しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款及びその他の各規則に違反したとき。
  - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) 当法人の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
  - (4) その他、会員として適当でないと認められる正当な事由があるとき。
2. 前項により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、

当該会員に、除名の決議を行う社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

3. 除名が決議されたときは、その会員に対しその旨通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第 11 条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 正会員及び準会員に限り、1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。
- (5) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散若しくは破産したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第 12 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 13 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。

2. 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに正会員に対して発する。
3. 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(決議の方法等)

第 14 条 社員総会は正会員の過半数の出席がなければ会議を開き、決議を行うことができない。

2. 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。
3. 社員総会の議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。
4. 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、社員総会に出席した正会員の過半数の決議をもって決する。
5. やむを得ない理由により社員総会に出席できない正会員は、他の社員総会出席正会員を代理人とする社員総会ごとの委任状をもって、議決権の行使を委任することができる。この場合において出席したものとみなす。

(権限)

第 15 条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 会費
- (7) 会員の除名
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会が必要と認めた事項
- (10) その他法令又はこの定款で定められた事項

(議事録)

第 16 条 社員総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した正会員のうちから社員総会で選任された議事録記名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役 員

(役 員)

第 17 条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事            3 名以上
  - (2) 監 事            1 名以上
2. 理事のうち、1 名を理事長とし、一般法人法における代表理事とする。
3. 理事のうち、副理事長、専務理事、常務理事を若干名置くことができる。
4. 理事のうち、1 名を会長とすることができる。

(役員を選任)

第 18 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2. 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び会長は、理事会の議決によって理事の中から選定する。
3. 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 等親内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
4. 監事は、当法人または当法人の子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(職務及び権限)

第 19 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、代表理事として当法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときはその職務を代理する。
4. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
5. 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。
6. 会長は、理事長と共に会員相互並びに関連団体との連携を図る。
7. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

#### (監 事)

第 20 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (任 期)

第 21 条 選任された役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時社員総会が終結する時までとし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員の再任は、これを妨げない。
3. 役員は、辞任又は任期満了の場合において後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

#### (役員報酬等)

第 22 条 理事及び監事の報酬は、社員総会の決議をもって定める。

#### (責任の一部免除又は限定)

第 23 条 当法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の議決により免除することができる。

2. 当法人は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により外部理事又は外部監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任限度額は法令で定める最低責任限度額とする。

#### (顧問及び参与)

第 24 条 当法人には必要に応じ、顧問及び参与を置くことができる。

2. 顧問及び参与は、理事長が理事会の承認を経て委嘱する。
3. 顧問及び参与は、当法人の業務の処理に関して、理事長の諮問に応える。
4. 顧問及び参与は、社員総会、理事会、ワーキンググループ等に必要に応じて参加し、当法人の目的達成のため意見を述べることができる。
5. 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(フェロー)

第 25 条 当法人には必要に応じ、フェロー（特定分野の専門家）を置くことができる。

2. フェローは、理事長が理事会の承認を経て委嘱する。
3. フェローは、社員総会、理事会、ワーキンググループ等に必要に応じて参加し、当法人の目的達成のため助言と支援を行うことができる。

(オブザーバー)

第 26 条 当法人には必要に応じ、オブザーバーを置くことができる。

2. オブザーバーは、政府行政機関、関係公的機関等でその参加が当法人の活動に有意義と認められる者を、理事長が委嘱する。
3. オブザーバーは、社員総会、理事会、ワーキンググループ等に必要に応じて参加し、当法人の目的達成のため意見を述べることができる。
4. オブザーバーは、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 この定款に定めるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び会長の選定及び解職
- (4) 社員総会に提案すべき事項
- (5) その他、当法人の業務の執行に関し重要な事項

(開催)

第 29 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とし、理事長が招集する。

2. 通常理事会は毎年 2 回開催する。

3. 臨時理事会は次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事が、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(理事会の成立及び決議)

第 30 条 理事会の議決は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 31 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 32 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(懇談会)

第 34 条 理事会は事業の推進に当たり、会員等の意見を集約する必要があると認めるときは、懇談会を設置することができる。

2. 懇談会の構成及び運営に必要な事項は、理事会で別に定める。

## 第 7 章 ワーキンググループ

(ワーキンググループの構成)

第 35 条 当法人に、理事会が別に定める事業を推進する為に、ワーキンググループ（部会）を組成することができる。

2. ワーキンググループの設置は、理事会が決定する。

(ワーキンググループの運営)

第 36 条 ワーキンググループの運営に関する基本的な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会で別に定める。

## 第8章 計 算

(会 計)

第 37 条 当法人の経費は、会費、事業に伴う収入、補助金、寄付金品及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第 38 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(剰余金)

第 39 条 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。  
2. 会員に剰余金の分配をする社員総会の決議は、無効とする。

## 第9章 事務局

(事務局)

第 40 条 当法人は、当法人の業務を遂行するため、事務局を設ける。  
2. 事務局には事務局長を置くことができる。  
3. 事務局業務については、理事会の決定によりこれを委託することができる。

(事務局の業務内容)

第 41 条 事務局の実施する業務内容については、この定款で定めるほか、理事会で別に定める。

## 第10章 定款の変更

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、社員総会において、正会員総数の半数であつて、正会員総数の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議を得ることにより、変更することができる。

## 第11章 解散及び清算

(解散)

第43条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

## 第12章 補則

(法令の準拠)

第45条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

(運営規程)

第46条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する細則については、理事会の決議により別に定める。

## 第13章 附則

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から、平成30年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第48条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	松本富男	大濃孝尚	岩田龍見	松江輝雄
	大和久米人	四戸友也	水崎亮博	大霜徹夫
	武川成年	高嶋信博	瀬野友伸	

設立時代表理事 大濃孝尚

設立時監事 釣部勝義 竹澤信雄

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 49 条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

大濃孝尚  
岩田龍見  
松江輝雄

以上、一般社団法人丸岡城天守を国宝にする市民の会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 29 年 4 月 21 日